

みきゃん着ぐるみ貸出の手引き



令和7年3月18日

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課作成

愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」等の着ぐるみの貸出にはルールがあります。また、着ぐるみを貸し出すことができる場合は限られています。

- 愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等着ぐるみ貸出要領
 - みきゃん着ぐるみ使用にあたっての注意事項
 - みきゃん着ぐるみ貸出の手引き
 - 愛媛県HP「着ぐるみ貸し出しについて」
- をよく読んで、申請してください。

貸出できる対象

着ぐるみを貸出できるのは、以下に該当する場合のみです。

- (1) 愛媛県及び愛媛県が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 愛媛県内の市町が使用するとき。
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (4) 愛媛県の関連団体及び公共的団体が営利を目的としない活動に使用するとき。
- (5) 愛媛県又は愛媛県の関連団体と協働で取り組む事業に使用するとき。
- (6) 愛媛県のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興、その他公益上の観点から適当と認めるとき。

貸出が不可能な行事の例

- 特定の企業・団体の商品の販売促進等につながるイベント
- 学校説明会、オープンキャンパス、運動会、文化祭、卒業式、入学式、課外活動（サークル活動）、単位認定されないボランティア活動、教職員会議、保護者会などの行事
- お酒が提供される行事（酒宴など）

- 企業の福利厚生イベントや、企業・団体等の内部イベント
- 企業が主催する地域住民等を対象とした夏祭りイベント、自治会等が主催する運動会や夏祭りイベント
- 愛好家の集まり、同窓会などのグループイベント
- 結婚式（前撮り含む）、還暦のお祝いなどの個人のイベント
- 土日祝日の保育園、幼稚園、学校、福祉施設、病院等の関係者のみのイベント
- 特定の法人または団体の会合・学会・研究会・情報交換会等
- 宗教法人が主催・共催するイベント、宗教施設で行われるイベント
- 募金・支援金やクラウドファンディング等を主たる目的としたイベント（県と共同で行うものを除く）
- みきゃんの写真撮影・練り歩き（グリーティング）のみのイベント

貸出の注意点

- えひめ電子申請システムによる申請を、貸出日の遅くとも2週間前までに行ってください。申請期日までに申請できない場合は貸出しません。メールやFAX、紙（郵送・持参）での受付は行いません。
- 電話で空き状況を確認・仮予約しただけでは受付になりません。貸出日の2週間前までに申請がない場合は自動的にキャンセルとなり貸出できません。
- 着ぐるみを第三者に転貸しないでください。必ず申請者が着ぐるみの貸出・返却を行ってください。
- 「みきゃん着ぐるみ使用にあたっての注意事項」を厳守してください。ルール違反をした法人・団体には、以降貸出を行いません。